

新潟労働局 局長  
岩瀬 信也 殿

新潟県労働者代表者協議会 議  
U A ゼ 県支  
支 部

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県の各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

— 記 —

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 5,012名

2. 決定を申し出る最低賃金の件名

「新潟県各種商品小売業最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申し出産業においては同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、当該産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、新潟県において販売額・従業員数等から見ても小売業に占めるウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きい。また、雇用・消費など地域経済においても極めて重要な位置付けにある。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額 842円/時間額

5. 添付書類

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| (資料1)・・・新潟県における申出産業の事業所数と労働者数概数  | (P1～2)   |
| (資料2)・・・合意する者の事業所別の内訳            | (P3～4)   |
| (資料3)・・・申し出代表者に対する委任状            | (P5～11)  |
| (資料4)・・・新潟県各種商品小売業最低賃金関連労組会議運営要綱 | (P12～13) |
| (資料5)・・・各種商品小売業に関する賃金格差疎明資料      | (P14～17) |
| (資料6)・・・労使協定の適用に関する証明書           | (P18～41) |

以上



## 新潟県における申し出産業の事業所数と労働者概数

### 1. 産業中分類別の事業所数と基幹的労働者数（分母の部分）

産業中分類	事業所数	基幹的労働者数
各種商品小売業	57 事業所	5,012 人

資料出所＝新潟労働局労働基準部賃金室

### 2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳

合意のケース	事業所数	合意する者
労使協定	25 事業所	5,677 人



台意する者の事業所別の内訳

No.	会社名	事業所名	組名	支部名	労働者数 労使協定・覚書
1					165
2					154
3					276
4					323
5					293
6					127
7					162
8					92
9					309
10					170
11					157
12					424
13					192
14					221
15					413
16					197
17					220
18					164
19					184
20					228
21					266
22					101
23					189
24					576
25					74
人数小計					5,677

事業所数

25